

令和 4 年

第 8 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 4 年 8 月 2 9 日 (月) 午後 4 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和4年第8回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告7	少年非行概要について
報告8 専第5号	専決処分の報告について 令和5年度使用赤穂市立学校教科用図書採択について
第18号議案	令和4年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について
第19号議案	赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
第20号議案	赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告 7

少年非行概要について

少年非行概要について、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 8 月 2 9 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

赤穂市内の少年非行概要（令和3年1月～令和3年12月）

1 概要（年別推移）

（ ）は女性の内数

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
犯罪少年	28 (8)	16 (3)	12 (3)	15 (0)	15 (2)	8 (1)	6 (2)	9 (1)
触法少年	7 (2)	8 (1)	4 (2)	3 (0)	1 (0)	6 (0)	4 (1)	2 (1)
＜犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	370 (36)	387 (40)	488 (15)	275 (9)	249 (16)	356 (42)	178 (17)	91 (12)
合計	405 (46)	411 (44)	504 (20)	294 (9)	268 (20)	370 (43)	188 (20)	102 (14)

2 学職別概要

令和3年

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計	対前年増減
犯罪少年		1 (0)	6 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (1)	9 (1)	3 - (1)
触法少年	2 (1)	0 (0)					2 (1)	-2 (0)
＜犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	0 (0)	3 (2)	26 (3)	8 (1)	42 (2)	12 (4)	91 (12)	-87 - (5)
合計	2 (1)	4 (2)	32 (3)	8 (1)	43 (2)	13 (5)	102 (14)	-86 - (6)
対前年増減	-2 (0)	0 (0)	-20 - (5)	3 (1)	-53 - (5)	-14 (3)	-86 - (6)	

令和2年

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
犯罪少年		1 (1)	2 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	6 (2)
触法少年	4 (1)	0 (0)					4 (1)
＜犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	0 (0)	3 (1)	50 (7)	4 (0)	96 (7)	25 (2)	178 (17)
合計	4 (1)	4 (2)	52 (8)	5 (0)	96 (7)	27 (2)	188 (20)

3 不良行為少年の状況

ア 行為別

分別類	総数	(内訳) 行為別				
		喫煙	深夜徘徊	飲酒	家出/無断外出	その他
令和2年	178	80	94	4	0	0
	(17)	(5)	(11)	(1)	(0)	(0)
令和3年	91	28	60	1	2	0
	(12)	(0)	(10)	(1)	(1)	(0)
増減	-87	-52	-34	-3	2	0
	- (5)	- (5)	- (1)	(0)	(1)	(0)

イ 年齢別

年齢別 (学年)	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	合計
	小6・中1	中1・中2	中2・中3	中3・高1	高1・高2	高2・高3	高3・大1	大1・大2	
令和2年	0	0	1	11	79	66	18	3	178
	(0)	(0)	(1)	(1)	(6)	(9)	(0)	(0)	(17)
令和3年	0	0	0	8	40	29	10	4	91
	(0)	(0)	(0)	(4)	(3)	(4)	(1)	(0)	(12)
増減	0	0	-1	-3	-39	-37	-8	1	-87
	(0)	(0)	- (1)	(3)	- (3)	- (5)	(1)	(0)	- (5)

ウ 学職別

学職別	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職者	無職者	合計
令和2年	0	3	50	4	96	25	178
	(0)	(1)	(7)	(0)	(7)	(2)	(17)
令和3年	0	3	26	8	42	12	91
	(0)	(2)	(3)	(1)	(2)	(4)	(12)
増減	0	0	-24	4	-54	-13	-87
	(0)	(1)	- (4)	(1)	- (5)	(2)	- (5)

報告 8

専決処分の報告について

専第 5 号 令和 5 年度使用赤穂市立学校教科用図書採択について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第5号

令和5年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、令和5年度使用赤穂市立学校教科用図書について、別紙のとおり決定した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和36年赤穂市教育委員会規則第4号）第3条第2項の規定により専決処分する。

令和4年8月23日

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

令和5年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針

赤穂市教育委員会

(採択の主体)

第1条 赤穂市立学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定により、赤穂市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(採択の基本方針)

第2条 教科書の採択にあたっては、本市児童・生徒の実態を考慮するとともに、隣接地域の同種の学校並びに教育委員会の状況を勘案するものとし、次の各号に掲げるところにより選ぶものとする。

- (1) 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを使用する。
- (2) 学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを使用する。
- (3) 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを使用する。
- (4) 人権尊重の視点にたった適正なものを使用する。

(地区協議会)

第3条 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条第1項の規定により、兵庫県教育委員会が設定した西播磨所属区域内の各市町教育委員会と共同して、西播磨採択地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。
2 地区協議会の規約等は、地区協議会の委員の合議により別に定める。

(委員)

第4条 地区協議会の委員として教育長、校長、教諭及び保護者代表をあてる。

(採択の決定)

第5条 委員会は、第3条の地区協議会における協議の結果に基づき採択するものとする。

(採択条件)

- 第6条 小学校における、令和5年度使用教科書については、令和4年度と同一の教科書を採択する。
- 2 中学校における、令和5年度使用教科書については、令和4年度と同一の教科書を採択する。
 - 3 小・中学校特別支援学級における、令和5年度使用教科書については、文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じ、学校教育法附則第9条第1項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」を採択するものとする。
 - 4 義務教育諸学校における学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、毎年採択替えを行うことができる。

(委任)

第7条 この方針に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

(補則)

第8条 この方針は、令和5年度使用教科書の採択について定めるものとする。

令和5年度使用赤穂市立小学校使用教科用図書

教 科	採択した発行者	教 科	採択した発行者
国 語	光 村	音 楽	教 芸
書 写	東 書	図 工	日 文
社 会	日 文	家 庭	開 隆 堂
地 図	帝 国	保 健	光 文
算 数	啓 林 館	外 国 語	東 書
理 科	啓 林 館	道 徳	あ か 図
生 活	東 書		

<発行者の略号と正式名>

- 光 村 : 光村図書出版株式会社
- 東 書 : 東京書籍株式会社
- 日 文 : 日本文教出版株式会社
- 帝 国 : 株式会社 帝国書院
- 光 文 : 株式会社 光文書院
- 開 隆 堂 : 開隆堂出版
- 啓 林 館 : 株式会社 新興出版社啓林館
- 教 芸 : 株式会社 教育芸術社
- 大 日 本 : 大日本図書株式会社
- あ か 図 : あかつき教育図書株式会社

令和5年度使用赤穂市立中学校使用教科用図書

教科	採択した発行者の略号	教科	採択した発行者の略号
国語	光村	音楽	教芸
書写	光村	音楽(器楽)	教芸
地理	帝国	美術	日文
歴史	帝国	保体	大日本
公民	帝国	技術	東書
地図	帝国	家庭	東書
数学	数研	英語	東書
理科	啓林館	道徳	あか図

<発行者の略号と正式名>

- 光村 : 光村図書出版株式会社
- 帝国 : 株式会社 帝国書院
- 日文 : 日本文教出版株式会社
- 数研 : 数研出版株式会社
- 啓林館 : 株式会社 新興出版社啓林館
- 教芸 : 株式会社 教育芸術社
- 大日本 : 大日本図書株式会社
- 東書 : 東京書籍株式会社
- あか図 : あかつき教育図書株式会社

令和5年度使用教科用図書採択に関する報告書(中学校)

兵庫県教育委員会事務局
義務教育課長 様

赤穂市教育長 尾上 慶昌

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

採択方針

- 1 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
- 2 新学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。
- 3 児童・生徒の心身の発達段階に適切し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
- 4 人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと。

学年 区分	第一学年					第二学年					第三学年				
	教科書番号	教科書名	発行者	使用範囲	変更理由	教科書番号	教科書名	発行者	使用範囲	変更理由	教科書番号	教科書名	発行者	使用範囲	変更理由
国語	704	国語1	38光村	1年		804	国語2	38光村	2年		904	国語3	38光村	3年	
書写	704	中学書写 一・二・三年	38光村	1・2・3年											
地理	703	社会科学 中学生の地理 世界の姿と日本の国土	46帝国	1・2年											
歴史	707	社会科学 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き	46帝国	1・2・3年							903	社会科学 中学生の公民 より良い社会を目指して	46帝国	3年	
公民															
地図	702	中学校社会科学地図	46帝国	1・2・3年											
数学	706	日々の学びに数学的な見方・考え方をほたらかせる これからの 数学1	104教研	1年		806	日々の学びに数学的な見方・考え方をほたらかせる これからの 数学2	104教研	2年		906	日々の学びに数学的な見方・考え方をほたらかせる これからの 数学3	104教研	3年	
	707	見方・考え方がはたらき問題解決のチカラが高まる これからの 数学1 探求ノート	104教研	1年		807	見方・考え方がはたらき問題解決のチカラが高まる これからの 数学2 探求ノート	104教研	2年		907	見方・考え方がはたらき問題解決のチカラが高まる これからの 数学3 探求ノート	104教研	3年	
理科	705	未来へひろがるサイエンス1	61啓林館	1年		805	未来へひろがるサイエンス2	61啓林館	2年		905	未来へひろがるサイエンス3	61啓林館	3年	
音楽(一般)	702	中学生の音楽 1	27教芸	1年		803	中学生の音楽 2・3上	27教芸	2・3年						
						804	中学生の音楽 2・3下	27教芸	2・3年						
音楽(器楽)	752	中学生の器楽	27教芸	1・2・3年											
美術	703	美術1 美術との出会い	116日文	1年		803	美術2・3上 学び実感と広がりが	116日文	2・3年						
						804	美術2・3下 学びの探求と未来	116日文	2・3年						
保健	702	中学校保健体育	4大日本	1・2・3年											
技術	701	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology	2東書	1・2・3年											
家庭	701	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して	2東書	1・2・3年											
英語	701	NEW HORIZON English Course 1	2東書	1年		827	NEW HORIZON English Course 2	2東書	2年		927	NEW HORIZON English Course 3	2東書	3年	
	707	中学生の道徳 自分を見つめる1	232あか	1年		807	中学生の道徳 自分を見つめる2	232あか	2年		907	中学生の道徳 自分をのぼす3	232あか	3年	
	708	中学生の道徳ノート 自分を見つめる1	232あか	1年		808	中学生の道徳ノート 自分を考える2	232あか	2年		908	中学生の道徳ノート 自分をのぼす3	232あか	3年	

令和5年度使用教科用図書採択に関する報告書(小学校)

兵庫県教育委員会事務局
特別支援教育課長 様

赤穂市教育長 尾上 慶昌

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

採択方針

- 1 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
- 2 新学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。
- 3 児童・生徒の心身の発達段階に適切し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
- 4 人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと。

学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書

教科	図書コード	一般図書名	発行者	使用範囲				採択理由
				※1	※2	※3	※4	
国語	002	くらしに役立つ国語	東洋館(20-7)					○ 社会生活を送るための国語力を身に付けることができる。
	A01	ゆっくり学ぶ子のための「くご」1(改訂版)(ひらがなのことば・文・文章の読み)	同成社(20-5)	○	○			○ すべてひらがなで書かれ、文字も大きく文章が簡潔である。
	A02	ゆっくり学ぶ子のための「くご」2(改訂版)(かたかな・かん字の読み、書き)	同成社(20-5)	○	○			○ カタカナと漢字の学習の導入に使いやすく、書き込みもできる。
	A03	112ゆっくり学ぶ子のための「くご」3(改訂版)(文章を読む、作文・詩を書く)A03	同成社(20-5)	○	○			○ 基本文型が繰り返し使われており、学習内容がわかりやすい。
	A04	ゆっくり学ぶ子のための国語4	同成社(20-5)	○				○ 基本文型が繰り返し使われており、学習内容がわかりやすい。
	B01	ゆっくり学ぶ子のための「くご」入門編1(改訂版)(表音形成・音韻形成・発声・発音)	同成社(20-5)	○				○ 発音到達表が付いており、発音指導に使える。
	B01	ミーニングのえほん ミーニングの あか・あお・きいろ	ひさかた(27-3)	○				○ 輪郭がはっきりしたかわいいイラストで読みやすい。
	B02	ゆっくり学ぶ子のための「くご」入門編2(改訂版)(ひらがなの読み書き)	同成社(20-5)	○	○			○ 清音、促音、拗音、拗長音、拗促音の学習ができる。
	E01	講談社の年輪で選ぶ知育絵本4・5・6さいのきもちをつたえようことばのえほん	講談社(10-1)					○ 場面に応じた言い方や気持ちの伝え方を学び、コミュニケーションスキルを高める。
	C02	くらしに役立つ国語	東洋館(20-7)					○ 自己紹介や電話のかけ方、手紙の書き方など生活に対応した内容になっている。
書写	D01	ひらがなカード	くもん出版(08-1)	○				○ カード一面に大きくひらがなが書かれており、文字の形を認識しやすい。
	003	くらしに役立つ数学	東洋館(20-7)					○ 家庭生活の充実につながる内容となっている。
算数	A02	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研(22-3)					○ 時間やお金など生活に必要な算術についてわかりやすく学ぶことができる。
	A02	さんすうたいすきあそび・つくる・しらべる2ねん	民衆社(32-1)					○ 算数と生活を結び付け、内容を理解できるようにする。
	B06	21世紀幼稚園百科6かずあそび1・2・3	小学館(12-2)	○				○ 10までの数の大小、順序などがわかりやすく構成されている。
	C01	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1(量概念の基礎、比較、なかま集め)	同成社(20-5)	○				○ 時計の読み方や単位など、身近な量の表し方が理解できる。
	C03	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3(6～9のたし算、ひき算、位取り)	同成社(20-5)	○				○ 引き算の概念を学習できるように具体物やブロック操作などイラストで丁寧に示されている。
	C04	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4(くり上がり、くり下がりのたし算、ひき算、2けたの数の計算)	同成社(20-5)	○				○ 繰り上がりのある足し算、繰り下がりのある引き算を具体的に理解できるように配慮されている。
	C05	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5(3けたの数の計算、かけ算、わり算)	同成社(20-5)					○ 3桁の数とその足し算、引き算を具体図からの操作を通して理解できるように配慮している。
	Z01	デコボコえほん かずをかぞえよう!	小学館(12-2)	○				○ 数字・イラストが大きい、見てわかりやすい。

教科	図書コード	一般図書名	発行者	使用範囲				採択理由
				小	中	高	特	
	D02	どうぞのいす	ひさかた(27-3)	○				優しい色使いのイラストで親しみやすい。
	B01	絵でわかるこどものせいしかつずかん1みのまわりのきほん	合同出版(10-8)	○				生活の基本をイラストで分かりやすく学ぶことができる。
	B04	絵でわかるこどものせいしかつずかん4おつきあいのきほん	合同出版(10-8)	○				友達や身近な人との関わりを学ぶことができる。
道徳	Z01	子どものマナー図鑑(1)ふだんの生活のマナー	権成社(06-1)		○			話し方や掃除洗濯等のマナーをイラストで分かりやすく学ぶことができる。
	Y01	ともちだいすき(2) おべんとうなあに?	権成社(06-1)	○				かわいらしい動物の絵が描かれており、親しみやすい。
	553	こどもせいしかつ百科	講談社(10-1)		○			身に付けてほしい生活の基本をわかりやすく学ぶことができる。
図画工作	001	いろいろないろのほん	ポプラ(30-2)	○				発色がよく、鮮やかで興味を引く。
生活	B01	生活図鑑カード たべものカード	くもん出版(09-1)	○				日常的な食べ物がいちぢずつのカードに写実的に描かれており、わかりやすい。
音楽	013	あそびうたのほんCDつき	ひかりのくに(27-1)	○				CDに合わせて手遊びが楽しめる。

令和5年度使用教科用図書採択に関する報告書(中学校)

兵庫県教育委員会事務局
特別支援教育課長 様

赤穂市教育長 尾上 慶昌

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

採択方針

- 1 地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
- 2 新学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。
- 3 児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
- 4 人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと。

学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書

教科	図書コード	一般図書名	発行者	使用範囲			採択理由
				中1	中2	中3	
国語	A01	ひとりだちするための国語	日本教育研(22-3)	○	○	○	ワーク形式になっていて、学習に取り組みやすい。
数学	C04	ゆつくり学ぶためのさんすうM (くり上がり、くり下がりが、2けたの数の計算)	同成者(20-5)	○	○	○	2桁の足し算、引き算について文章から式を作り、計算できる内容となっている。

第18号議案

令和4年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について

令和4年度赤穂市一般会計補正予算（9月）について、その意見を求める。

令和4年8月29日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第4号の教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件に該当するため非公開

第19号議案

赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について

赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
下記のとおり制定したい。

令和4年8月29日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

赤穂市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年赤穂市教育
委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中

「

使用施設 (○で囲む)	公民館	赤穂市 公民館	
	使用室名	会議室()・研修室・講堂・教養室・和室・調理室	
	使用設備	特別に使用する備品 パネル 枚・机 台 映写機(16mm・スライド)・ スクリーン・OHP・ ビデオモニター	使用者の持ち 込む設備

を
「

使用施設 (○で囲む)	公民館	赤穂市 公民館	
	使用室名	会議室()・研修室・講堂・教養室・ 和室・調理室	
	使用設備	特別に使用する備品	使用者の持ち 込む設備

に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

第20号議案

赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則の
制定について

赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定したい。

令和4年8月29日提出

赤穂市教育長 尾上 慶昌

記

赤穂市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

赤穂市民会館条例施行規則（昭和54年赤穂市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの様式中

使用 施設 (○で 囲む)	1階	大会議室・第4会議室	
	2階	中会議室・小会議室・第1会議室・第2会議室・ 第3会議室・研修室・教養室(和)・事務室()	
	3階	料理実習室・和室1(東)・和室2(西)・レセプション室	
	設備	特別に使用する備品 パネル 枚・机 台 映写機(16mm・スライド)・ スクリーン ・ OHP・ ビデオモニター	使用者の持ち込む設備

を
「

使用 施設 (○で 囲む)	1階	大会議室・第4会議室	
	2階	中会議室・小会議室・第1会議室・第2会議室・ 第3会議室・研修室・教養室(和)・事務室()	
	3階	料理実習室・和室1(東)・和室2(西)・レセプション室	
	設備	特別に使用する備品	使用者の持ち込む設備

に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の赤穂市民会館条例施行規則様式第1号から様式第3号までによる用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の
会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

令和4年8月第8回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
7/28	木	赤穂義士祭奉賛会理事会
29	金	
30	土	
31	日	
8/1	月	
2	火	
3	水	中・播磨地区市町教育委員連合会総会及び研修会(姫路市)
4	木	部内会議
5	金	部長会議
6	土	少年野球親善大会
7	日	
8	月	
9	火	定例校長会 定例園・所長会
10	水	市人事用務
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	水	部長会議
25	木	管理職研修会
26	金	定例記者会見 青い鳥学級開級式
27	土	
28	日	赤穂義士杯青少年柔道大会
29	月	商工会議所との懇談会 第8回定例教育委員会